

## 別紙「施設利用の留意事項」

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守り下さい。

### 1 持ち込みの制限

- ・食中毒防止および安全管理上の理由から、飲食物や物品の持ち込みについては事前に職員へご相談ください。内容によってはお持ち込みをお断りする場合があります。
- ・施設の指示に従っていただけない場合や、安全管理上支障があると判断される場合には、一定期間、面会時の飲食物等の持ち込みをお控えいただくことがあります。

### 2 面会

面会時間 13:30～15:30 (13:30・14:00・14:30・15:00)

☆各グループ入居者さん1名(ご家族は3名まで)※看取り対応者除く。

☆ 来訪者は、必ずその都度、有熱確認、不織布マスク着用、飲食禁止、事前予約

☆ 感染症の発生状況その他やむを得ない事情により、面会方法や時間を変更または制限させていただく場合があります。

### 3 外出・外泊

外出される場合は、事前にお申し出下さい。

※当施設では、原則として外泊は実施しておりません。

※ただし、冠婚葬祭その他やむを得ない事情がある場合には、施設の判断により個別に対応することがあります。その場合の費用については、介護保険法その他関係法令に基づき算定するとともに、居室確保のための費用等についてご負担いただく場合があります。

### 4 食事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には重要事項説明書に定める「食費」は減免されます。

### 5 施設設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の他の入所者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### 6 喫煙

- ・当施設は、受動喫煙防止および安全管理の観点から、敷地内全面禁煙としています。
- ・建物内外を問わず、敷地内での喫煙はできません。

### 7 ハラスメント対策

他の利用者や職員に対する暴言、暴力、ハラスメント行為があった場合には、契約の継続が困難となる場合があります。